

フロー図（所有者）

申請から空き家バンクの利用登録まで

1 申請書の提出

『空き家バンク登録申請書(所有者)』
にご記入いただき、必要書類を
添えて提出してください。



提出するもの

- 空き家バンク登録申請書(所有者)
- 土地及び建物の全部事項(発行から6月以内)
- 外観・内観写真 ●位置図 ●間取り図

2 書類等の審査

提出いただいた書類を確認いたします。
※1週間～10日程度お時間をいただきます。



3 利用登録可否のお知らせ

書類等の審査後、空き家バンク利用登録の可否
についてお知らせします。

—登録可の方—

- ・空き家バンク登録台帳への登録
- ・空き家バンクへの掲載（希望者のみ）

お願い

- ①登録期間は、2年間です。
継続を希望する場合は、再度申請をしてください。
- ②申請した情報に修正・変更がある場合は、
『空き家バンク登録事項変更届』を提出してください。
- ③空き家バンクの登録を取り消す場合は、
『空き家バンク登録取消届』を提出してください。

空き家バンクの利用登録から契約まで

I 利活用希望者と交渉したい場合

1 住宅課へ相談

住宅課へ該当者をお知らせください。
(来庁またはメール)
住宅課から利活用希望者へ連絡します。



交渉の可否についてご連絡いたします。

ここから先は、所有者・利活用希望者双方で進めていただきます。

2 交渉(内覧等)

「交渉可」となった場合は、
『交渉申請書』を提出してください。



利活用希望者と日程調整のうえ、内覧や
条件の交渉等をしてください。

3 契約

交渉後、契約の成立・不成立に
ついて、『空き家バンク交渉報告書』を
提出してください。



契約が成立した場合は、空き家バンクの掲載を
終了します。



II 利活用希望者から交渉の希望があった場合

1 電話等でご連絡します

住宅課からご連絡いたします。
交渉に応じるかご検討いただき、
必ず住宅課へご連絡ください。



※「交渉可」の場合は、利活用希望者へお名前と
ご連絡先をお伝えします。

2 交渉(内覧等)

利活用希望者と日程調整のうえ、
内覧や条件の交渉等をしてください。



※『空き家バンク交渉申請書』は、利活用希望者
から提出していただきます。

3 契約

契約が成立した場合は、
空き家バンクの掲載を終了します。



※『空き家バンク交渉報告書』は、利活用希望者
から提出していただきます。

